平成２４年（フ）第３５号
神奈川県平塚市大神2070番地の３
債務者　野島　清美
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６号
神奈川県平塚市四之宮１丁目９番50―106号
県営平塚神明プラザハイムⅠ
債務者　丹野　順子（旧姓細野）
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
新潟県新発田市三日市438番地４
債務者　上杉　正夫
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２２号
宮城県黒川郡大和町吉岡字車堰71　日本道路株式会社東北支店北仙台出張所宿舎内、住民票上の住所新潟県胎内市高野997番地　風間正男方
債務者　富田　富子
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２５号
新潟県新発田市米倉2945番地
債務者　肥田野　歩
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５号
富山県射水市赤井549番地１、前住所群馬県太田市新井町519番地11　中村ビル１Ｆ102号
債務者　ラ・シュブーこと　久保田　勤
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第３４号
山梨県南巨摩郡身延町常葉1554番地
債務者　望月　千鶴（旧姓石部）
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町６丁目247番地
債務者　伊藤　八枝
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５号
三重県名張市赤目町檀219番地
債務者　吉藤　仁美
１　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第４号
三重県尾鷲市坂場西町16番12号
債務者　山口　恵美
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第１１４号
鳥取県米子市永江742番地
債務者　本城　淳一
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２号
広島市東区東蟹屋町６番15―502号
債務者　橋本　正博
１　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０４号
広島県東広島市八本松西１丁目５番12号
債務者　早川　和子（旧姓原）
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
山口市平井530番地、申立時の住所山口市平井739番地５　あらせハイツ111号
債務者　荒瀬　英俊
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
山口市吉田3083番地　Ｃ５―301号
債務者　有吉　啓子
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
山口市大内矢田727番地17
債務者　中尾建築塗装こと　中尾　智博
１　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
山口県下関市彦島向井町１丁目10番７号
債務者　山中　重夫
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係